

東吾妻町自転車型トロッコ「アガッタン」指定管理者 審査(選定)基準

○根拠条例

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、選定委員会は提出された関係書類（指定申請書）等を次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が東吾妻町自転車型トロッコ「アガッタン」の設置の目的を達成するために必要と認めること。

○審査基準書（基本的な審査項目）

以下の項目を基に配点、評価した上で優先交渉権者選定します。

また、評価（判定）は5段階評価〔S（20点）・A（15点）・B（10点）・C（5点）・D（0点）判定〕で行うものとする。

選定委員氏名：

（非公表）

項 目	評価基準	評価（判定）
1 東吾妻町自転車型トロッコ「アガッタン」の適正な管理運営のための基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があり意欲があるか	
	町民の平等な利用が確保されているか	
	施設の効用が最大限発揮されているか	
2 経営組織の安定性	運営理念や財務の健全性	
	過去又は現在の実績等	
3 東吾妻町自転車型トロッコ「アガッタン」の管理運営に関する基本計画	事業への具体的な取り組み方	
	施設の運営体制や組織	
	適正な管理や経理	
	安全管理や緊急時等の対応	
	個人情報の保護	
	適切な経費の算定	
	新たなサービスの展開	
4 その他	自主事業計画	
	地域振興の考え方	
1～4項目 総合判定 ①	上記の判定を基にした総合的な判定	
5 管理運営費の妥当性 ②	提案額を基にした客観的な判定	※選定委員6人の合議で判定
総合評価	①と②の判定結果による総合的な判定	※選定委員6人で最終判定

審査意見等

--